

市職員の政治活動制限条例案は違憲・違法 日本共産党は こう考えます

大阪市の職員が勤務時間外に「原発再稼働は反対」とか、「消費税はやめて」とパレード(デモ)に参加したらクビ!? 政治的主張がはいった演劇に加わってもクビ!? ——そんなどんでもない条例案(大阪市職員の政治活動制限条例案)を橋下市長が市議会にだしています。

市民全体の奉仕者として、市民のくらしと権利を守るために、声をあげることを一切許さないなんて、憲法21条のある国で許されるものではありません。

条例案を廃案にするために、ごいっしょに力をあわせましょう。

憲法21条
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。



なんのための条例案

市民のくらしと権利を 守るための声と行動を 封じ込める

橋下市長は、「公務員の政治的中立性を搖るが事象」があったといいますが、根拠にする「野村チーム」の「最終報告」でも「(法律違反に)明確に該当するような行為があったとは評価できない」とあります。

橋下市長の狙いは別。「市の職員は民意を語るな」とか、「労組も市の方針に反するビラをまくな」と、意に反する職員の言動を封じたいのです。しかし、職員や組合が、市民のくらしと権利を守るために発言し、行動するのは当然のこと。

こんな条例案を許したら、市職員は「全体の奉仕者」ではなく、市長の「下僕」になってしまいます。

えっ! 現代版治安維持法

勤務時間外なのに、 ビラも、デモも、演劇もダメ バッジ着用も禁止する

条例案は第2条で、勤務時間内外を問わず、さまざまな政治活動を禁じます。

「政党・政治団体の機関紙の配布」から、「デモの参加や集会での政治的主張」「政治目的の署名や文書、図画、音盤などの掲示、配布、朗読や著作」「演劇の演出、主催」「政治的主張のための記章、服飾」——。

そして、これに違反すると「原則免職」に!

とんでもない。市職員には憲法で保障された言論の自由、政治活動の自由はないというのでしょうか。

「これでは現代版治安維持法」だと法曹界、演劇界をはじめ大きな批判がわきおこっています。

「グローバル」にみれば

アメリカでも、ヨーロッパ でも、公務員の政治活動に 規制はありません

国連の自由権規約委員会は2008年、日本政府に、政治運動など、「表現の自由や公的な活動に参加する権利を不合理に制限している法律を撤回すべきである」と勧告しました。

国公法が改悪された際、モデルはアメリカの旧「ハッチ法」でした。しかし93年にその「ハッチ法」も改正され、公務員の勤務時間外の政治活動は原則自由です。

イギリス、フランス、ドイツでは公務員の政治活動は当然の権利とされ、その制限や禁止はありません。

国家公務員並に?

憲法に反する規定を 地方公務員におしつける ことは許されません

橋下市長は「国家公務員法には政治活動の規制がいろいろあるのに、地方公務員法にはない。だから条例をつくる」といいます。

しかし、アメリカのいいなりに国公法が改悪され、憲法に反する政治活動の禁止が盛り込まれた際、大きな批判が生まれました。そのため、2年後の地方公務員法制定では、禁止される政治活動を列挙することも、まして刑罰を与えることも許されませんでした。

「国公法違反」が問われた堀越事件では、東京高裁が、ビラ配布行為に行政の中立性を侵す危険性がなく、これを刑罰の対象とすることは憲法違反だと論じています。